

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第57号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和48年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の6の規定による申請を承認するときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認書（第1号様式）に所要の事項を記載して申請者に交付するものとする。</u></p>	<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p> <p>第2条 <u>法第10条第1項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことの承認を受けようとする者は、消防署長（当該区域を管轄する消防署長をいう。以下同じ。）に、危険物仮貯蔵取扱承認申請書（第1号様式）に仮貯蔵又は仮取扱場の構造図及び敷地見取図を添付して提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申請を承認するときは、危険物仮貯蔵取扱承認書（第1号様式の2）に所要の事項を記載するとともに仮貯蔵又は仮取扱場の構造図及び敷地見取図を添付して申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>（危険物取扱者の実務経験証明の添付）</u></p> <p>第5条の2 <u>前条の規定により危険物保安監督者の選任の届出をするときに、省令第48条の3の規定による危険物取扱いに係る6月以上の実務経験の証明</u></p>

<p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第17条 <u>省令第1条の6</u>に規定する<u>危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書</u>(<u>省令別記様式第1の2</u>)の提出部数は、1部とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p><u>が必要な場合は、実務経験証明書(第4号様式の3)を危険物保安監督者選任解任届出書に添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第17条 <u>第2条第1項</u>に規定する<u>危険物仮貯蔵取扱承認申請書</u>の提出部数は、1部とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	---

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

危険物 仮貯蔵 承認書
仮取扱い

※ 承 認 欄	年 月 日付けの申請は承認する。			四消指令 第 号
	年 月 日			四日市市 消防署長 印
危 険 物 の 所有者、管理者 又 は 占 有 者	住 所	電話 ()		
	氏 名			
仮貯蔵・仮取扱い の 場 所	所 在 地 ・ 名 称			
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量 の倍数	倍	
仮貯蔵・仮取扱いの方法				
仮貯蔵・仮取扱いの期間		年 月 日から	年 月 日まで	日間
管 理 の 状 況 (消火設備の設置状況を含む)				
現 場 管 理 責 任 者	住 所	緊急連絡先 ()		
	氏 名	【危険物取扱者免状：有（種類： ）・無】		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期 間 経 過 後 の 処 理				
そ の 他 必 要 事 項				

第1号様式の2を削る。

第4号様式の3を削る。

第5号様式の4を次のように改める。

第5号様式の4（第6条の4関係）

内部点検期間延長届出書

年 月 日			
四日市市長			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号
貯蔵危険物の類、品名及び最大数量		タンク番号	
前回の 保安検査 年月日 内部点検	年 月 日	保安検査 番号 内部点検	第 号
延長希望年月日	年 月 日		
期間延長の理由			
開放までの保安管理			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第6号様式から第9号様式までを次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

製造所
危険物貯蔵所変更届出書
取扱所

年 月 日			
四日市市長			
届 出 者			
住 所 _____			
氏 名 _____			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
許 可 年 月 日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	完成検査番号	第 号
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類・品名・最大数量			指定数量の 倍
危険物の貯蔵又は取扱いの概要			
変更の内容			
変更の理由			
着工予定期日		完成予定期日	
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

危険作業開始の届出書

年 月 日	
四日市市 消防署長	
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____	
設置者	住 所 _____ 氏 名 _____
許 可 年 月 日	許 可 番 号
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
危 険 物 の 類、 品 名、最 大 数 量	指 定 数 量 の _____ 倍
作 業 場 所	
作 業 期 間	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ・ 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
作 業 の 概 要	
設	加 熱 _____
備	電 気 _____
備	消 火 _____
作 業 責 任 者 住 所、氏 名	
工 事 請 負 者 住 所、氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

第7号様式の2（第10条の2関係）

機器開放等の作業開始の届出書

四日市市 消防署長		年 月 日	
		届出者 住 所 _____ 氏 名 _____	
設置者	住 所		
	氏 名		
許 可 年 月 日		許 可 番 号	
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
機 器 内 の 物 質 、 付 着 量 及 び 特 性			
作 業 場 所			
作 業 期 間	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日		
作 業 の 概 要			
発 熱 等 の 除 去 措 置			
措 置 の 終 了 基 準			
工 事 請 負 者 住 所 、 氏 名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第8号様式（第11条関係）

危険物施設災害（事故）発生届出書

年 月 日

消防長
四日市市
消防署長

届出者
住 所 _____
氏 名 _____

発生日時	年 月 日 午前 時 分 午後	鎮 火 時 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
発生場所	所 在 地	電 話 番	
	事 業 所 名		
	代表者職氏名		
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		類 別、品 名、最 大 数 量
許可年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許可番号	第 号	完成検査番号	第 号
発生時(前) の作業の実 態			
原 因			
消 火 方 法 消 火 器 具			
死 傷 者			
損 害	焼失(損)面積		
	焼失危険物		
	損害見積額	建物 円	内容物 円 危険物 円 計 円
危険物保 安監督者	選 任	有無	職、氏名、年齢
	立 合	有無	経 験 年 数
今後の対策			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第9号様式（第12条関係）

製造所休止
危険物貯蔵所 届出書
取扱所再開

年 月 日			
四日市市長 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
許 可 年 月 日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	完成検査番号	第 号
製造所等の別		危険物の類・ 品名・最大数量	
貯蔵所又は 取扱所の区分			
休 止 年 月 日	年 月 日	再 開 年 月 日	年 月 日
休 止 又 は 再 開 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第11号様式から第12号様式までを次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

許 可 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日			
四日市市長		申請者 住 所 氏 名	
設 置 場 所			
許 可 年 月 日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	完 成 検 査 番 号	第 号
製 造 所 等 の 別		危 険 物 の 類 品 名、最 大 数 量	
貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分			
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第11号様式の2 (第15条関係)

タンク検査済証再交付申請書

年 月 日			
四日市市長 申請者 住 所 氏 名			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
許可年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許可番号	第 号	完成検査番号	第 号
水張又は水圧 検査の別		検 査 圧 力	k P a
タンク 検査年月日	年 月 日	タンク検査番号	第 号
タンクの 構造	形 状	容 量	L
	寸 法	mm	
	材質記号 及び板厚		
製造者及び製造年月日			
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第12号様式（第16条関係）

製造所
危険物貯蔵所設置（変更）取りやめ届出書
取扱所

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

年 月 日付け、四消本指令予第 号で受理（許可）された危険物の設置（変更）を、下記の理由により取りやめることになりましたのでお届けいたします。

記

取りやめの理由

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

受理

年 月 日

第14号様式から第16号様式までを次のように改める。

第14号様式（第16条の2関係）

屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施届出書

年 月 日	
四日市市長	
届 出 者	
住 所 _____（電話 _____）	
氏 名 _____	
設置者	住 所 _____ 氏 名 _____
設置場所	電 話 _____
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 四消本指令 第 _____ 号
設置の完成検査年月日 及び検査番号	年 月 日 四消本指令 第 _____ 号
タンク名称・形式	
品名及び容量	品名 _____ 容量 _____ k1
適用区分	新法・第一段階・第二段階・旧基準・その他（ _____ ）
点検区分	・定期保安検査 ・内部点検 ・開放点検 ・地震対策 ・臨時保安検査 ・保安点検 ・その他（ _____ ）
内部開放点検基準日 （前回点検終了日）	年 月 日
※ 受 付 欄	備 考

注 前回の内部開放点検基準日の欄は、設置後最初の内部開放点検時には記入しないこと。

第15号様式（第16条の3関係）

屋外貯蔵タンク等内部開放点検結果届出書

年 月 日		
四日市市長 届 出 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____		
設置者	住 所	電 話
	氏 名	
設 置 場 所		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 四消本指令 第 号
設置の完成検査年月日 及び検査番号		年 月 日 四消本指令 第 号
タンク名称・形式		直径・高さ
品名及び容量	品名	容量 k1
管 理 温 度	℃	保温 有（ ）・無
材 質 、 板 厚	屋根 側板 アニュラ板 底板	
基 礎 構 造		地下水位 m
底 板 防 食 処 理	裏面	内面
現 行 の 適 用 区 分	新法・第一段階・第二段階・旧基準・その他（ ）	
適用区分の変更の計画の有無	有 ・ 無	変更後適用区分
開 放 予 定 周 期	年（個別延長 年）	合計 年
※ 受 付 欄	備 考	

注 板厚測定、溶接部試験、底部形状測定等の結果書を添付すること。

第16号様式 (第16条の4関係)

準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届出書

四日市市長		年 月 日		
		届出者		
		住所		
		(電話 _____)		
		氏名 _____		
設置者	住所	電話		
	氏名			
設置場所				
タンクの呼称又は番号				
設置の許可申請年月日		年 月 日		
設置の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
設置の完成検査年月日及び検査番号		年 月 日 第 号		
タンク本体	側板	主荷重によって生ずる応力	円周方向引張応力 N/m^2	円周方向引張許容応力 N/m^2
		主過重及び従荷重によって生ずる応力	軸方向圧縮応力 N/m^2	軸方向圧縮許容応力 N/m^2
ク	保水耐力	有水平力	保有水平耐力	必要保有水平耐力
			N	N
体	地震動による転倒及び滑動	転倒モーメント (kN・m)		抵抗モーメント (kN・m)
		底部水平力 (kN)		摩擦抵抗力 (kN)
	風圧による転倒及び滑動	転倒モーメント (kN・m)		抵抗モーメント (kN・m)
		底部水平力 (kN)		摩擦抵抗力 (kN)
特記事項				
基礎・地盤		地盤の液状化又は基礎の構造		
※ 受付欄		備考		

備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 「円周方向引張応力」及び「軸方向圧縮応力」に関しては、側板各段のうち許容応力との比が最も大きな段についてその値を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 新基準の適合確認に用いた計算書、図面等を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		
<p>(押印の省略)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和58年四日市市規則第25号)	(略)	
四日市市水道水源保護条例施行規則(平成17年四日市市規則第68号)	(略)	

改正前		
<p>(押印の省略)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和58年四日市市規則第25号)	(略)	
<u>四日市市危険物規制規則(昭和48年四日市市規則第39号)</u>	<u>第1号様式、第4号様式の3、第5号様式の4、第6号様式、第7号様式、第7号様式の2、第8号様式、第9号様式、第11号様式、第11号様式の2、第12号様式、第14号様式から第16号様式まで</u>	

四日市市水道水源保護条例施行規則（平成17年四日市市規則第68号）

（略）

（消防本部予防保安課）